

(付)平成17年国勢調査結果(確報)による神戸市の修正推計人口

毎月推計人口は、5年ごとの国勢調査の間を補うため、前回国勢調査人口に住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく届出数を加減し算出している。

しかし、国勢調査の人口には、住民基本台帳等に登録されていなくても調査時期に当該地域に常住している者が含まれるし、逆に、住民基本台帳等に登録されていても当該地域に常住していない者はこれに含まれない。このような定義の相違や届出の遅れなどから、5年間で推計人口と国勢調査結果の間には差が生じることになる。

従来方法どおり、5年間で生じた差を既公表推計人口に分散させる方法により、遡及推計人口とする。ただし、出生、死亡、転入、転出などの人口動態については修正を行わない。

【人口遡及修正要領】

1 遡及修正の対象項目

全市及び各区の総人口、男女別人口及び世帯数について、全てを各月毎に遡及修正する。

2 対象期間

平成12年11月1日～平成17年9月1日の各月1日現在

3 修正方法

(1) 各区の男女別人口と世帯数を次の方法により求める。

平成12年11月1日～平成17年9月1日

平成12年10月1日の国勢調査結果に基づく推計人口と、平成17年10月1日実施の国勢調査結果(確報)【A】を用いて以下のように行う。

修正推計人口 = 各月の推計人口

+ (【A】 - 平成17年10月1日の推計人口) / 60

× 平成12年10月からの累計月数

四捨五入については、各区の男女別人口の推計後に小数点以下で行う。

(2) 各区の総人口を、(1)で推計したそれぞれの男女別人口の計で求める。

(3) 全市の総人口及び男女別人口を、各区の当該数の合計で求める。